

令和8年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール 募集要領（奈良県募集）

（小学校・中学校用）

1 目的

公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催（環境省・文部科学省・林野庁後援）する令和8年度愛鳥週間用ポスター原画募集の一環として、奈良県下の小中学校の児童及び生徒から作品を募集し、その制作を通じて野生の鳥類のあるがままの姿を思い描き、野生鳥類の適切な保護思想の普及啓発に資することを目的とする。

2 主催

奈良県

3 応募資格

奈良県下の小学校、中学校に在学中の児童および生徒

4 提出方法および提出先

（1）持参による提出

・個人で応募する場合

通学されている学校の所在する市町村ごとに設定された提出先（別紙参照）に持参してください。その際、作品の裏面に応募票（様式1）を必ず貼付してください。

・学校でとりまとめて応募する場合

校内の全学年の作品をとりまとめたうえ、学校の所在する市町村ごとに設定された提出先（別紙参照）に持参してください。その際、各作品の裏面に応募票（様式1）を必ず貼付していただくとともに、応募者一覧表（様式2）を作成のうえ添付してください。

（2）郵送による提出

・個人で応募する場合

作品の裏面に応募票（様式1）を必ず貼付したうえで、下記連絡先あて郵送してください。

・学校でとりまとめて応募する場合

各作品の裏面に応募票（様式1）を必ず貼付するとともに、応募者一覧表（様式2）を必ず添付したうえで、下記連絡先あて郵送してください。

【連絡先】 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県食農部 農業水産振興課 鳥獣対策係

電話番号：0742-27-7480

※郵送の際の注意点

- ・郵送に係る費用は応募者が負担するものとします。
- ・作品の損傷を防ぐため、作品は丸めたり折り曲げたりせず段ボール等に挟むなどの梱包を施

したうえで郵送してください。送付先に到着した時点で損傷の激しい作品については受理できないことがあります。

5 受付期間

令和7年8月18日（月）から9月8日（月）まで

- ・持参、郵送ともに、上記期間内に作品が必着するようご提出ください。
- ・持参の場合、提出先の各窓口の受付時間は平日の午前9時から午後5時までですのでご注意ください。

6 作品の制作について

（1）図柄

図柄は、日本に生息する野鳥を対象として、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとします。

- （例）・野鳥の自然の中での生き生きとした姿を描いたもの
- ・渡り鳥の保護についての国際交流を題材に描いたもの
 - ・自然の中での野鳥と人との交流を描いたもの
 - ・野鳥の保護活動を描いたもの
 - ・その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

下記のような図柄は不可です。

- （例）・家禽(ニワトリ、ひよこ、ガチョウ等)を描いたもの
- ・ペット(インコ、文鳥等)を描いたもの
 - ・日本に生息しない野鳥を描いたもの
 - ・動物園などで飼われている鳥類を描いたもの

（2）用紙

- ・たて51～55cm、よこ36～40cm以内の画用紙を用いてください。
- ・必ずたてを長辺とした「たて描き」で制作してください。よこ描きの作品は対象外です。

（3）制作

- ・画材の指定は特にありません。クレヨンや色鉛筆のほか、アクリル絵の具、水彩絵の具、パステル、コラージュ、貼り絵等も可能です。ただし、パソコンやタブレット等のデジタル機器を用いた制作および画像生成AIによる生成画像の使用は不可とします。

（4）標語

- ・作品には必ず漢字4文字で「**愛鳥週間**」のみを記載してください。

ただし、小学校3年生以下の作品の場合は漢字を習っていないため、この標語を入れなくても

かまいません。

- ・デザイン上使用する必要がある場合に限り、上記標語に代わって

アルファベットで「Bird Week」又はカタカナで「バードウィーク」

と入れてもかまいません。なお、アルファベットで「Bird Week」と記載する際、大文字又は小文字の指定はありません。

※標語のない作品は対象外です。

※指定された標語以外の文言（「鳥を大切に」や「野鳥を守ろう」等、又は描かれた野鳥の種名等）を描かないでください。ただし、作中の風景としての看板等については文字が描写されていてかまいません。

（５）その他

- ・応募作品は応募者本人が描いたオリジナル作品に限ります。既存の写真やイラスト等を参考にしてもかまいませんが、参考元を丸写しした作品については賞が決定した後でもそれを取り消しする場合があります。

7 作品の審査および賞について

（１）審査

審査は、奈良県が依頼する審査員で構成する審査会において実施します。

（２）賞

賞は下記の３種とします。

- ・特選（知事表彰） 小学校・中学校ごとに ３点以内
- ・入選（知事表彰） 小学校・中学校ごとに ４点程度
- ・佳作（知事表彰） 小学校・中学校ごとに ５点程度

入賞者には学校を通じて奈良県より賞状を贈呈します。

なお、特選の作品については公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する全国審査に奈良県代表として出品します。

（３）その他

- ・応募者全員に対し、学校を通じて参加記念品を贈呈します。
- ・入賞作品については、広報の一環として作者の氏名・学校名・制作時学年・受賞名等を報道機関に情報提供するほか、奈良県ホームページへの掲載、記念品への制作等に使用することがあります。

8 作品の返却について

- ・応募された作品は原則として返却しません。
- ・特段の事情により作品の返却を希望する場合は、４の（２）に記載の連絡先までお問い合わせく

ださい。返却方法（来庁引取、郵送）等について案内します。

- ・ 郵送による返却を希望する場合、郵送にかかる費用は応募者の負担（着払い）とします。
- ・ 作品の保管期間は令和8年6月30日までとします。それ以後の返却希望には応じられませんのでご了承ください。

（別紙）作品の提出先

学校の所在する市町村	提出先
奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	奈良県 農業水産振興課 鳥獣対策係 〒630-8501 奈良市登大路町 30 電話：0742-27-7480
大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	奈良県 中部農林振興事務所 総務企画課 〒634-0003 橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎内 2F 電話：0744-48-3080
山添村、宇陀市、曽爾村、御杖村	奈良県 東部農林振興事務所 森林共生推進課 〒633-2221 宇陀市菟田野町松井 486-1 宇陀市菟田野地域事務所 3F 電話：0745-84-9501
五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	奈良県 南部農林振興事務所 森林共生推進第一課 〒637-0006 五條市岡口 1-3-1 五條総合庁舎 3F 電話：0747-32-8313
十津川村	奈良県 南部農林振興事務所 森林共生推進第二課 〒637-1443 吉野郡十津川村折立 631-1 十津川村林業会館 2F 電話：0746-64-0671

※持参による提出の場合、提出先の各窓口の受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

来所の際は、事前に電話にて来所時間等をお伝えください。（出張等により、窓口対応可能な職員が不在場合があります。）